

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、三重県柔道協会（以下「本会」という。）と称する。
- 第2条 本会の事務所は、理事長宅に置く。
- 第3条 本会は、柔道の普及、発展と県内における柔道愛好会員の親睦融和を図ると共に研鑽により品位の陶冶を期し、技能の習得に務めるをもって目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 柔道大会の開催及び後援
  - 2 全国的柔道大会等に本県を代表する選手、役員及び審判員の派遣
  - 3 講習会、講演会の開催及び後援
  - 4 柔道の段級位（講道館の段位）の審査
  - 5 柔道の振興及び強化に関する諸施策
  - 6 指導者の養成及び青少年の指導育成
  - 7 柔道形の研究及び指導者の育成
  - 8 審判員の養成、審判規定及び技法の研究
  - 9 その他、必要と認められる事業
- 上記事業施行細則は、別にこれを定める。

## 第2章 組 織

- 第5条 本会は、県内に在住または在勤する者で、本会の目的に賛同し入会した者をもって構成する。
- 第6条 前条により入会した者は、次の地区別に柔道会を組織する。
- 桑名地区（桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡）
- 四日市地区（四日市市、三重郡）
- 鈴鹿地区（鈴鹿市、亀山市）
- 伊賀地区（伊賀市、名張市）
- 津地区（津市）
- 松阪地区（松阪市、多気郡、度会郡の一部）
- 伊勢地区（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）
- 牟婁地区（尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡）
- 第7条 各地区は、その組織の内容と役員及び入会者の住所、氏名、段級位並びに会員の異動等を本会に届けるものとする。

## 第3章 会 員

- 第8条 本会に入会しようとする者は、文書により申込み、所定の入会金を納入するものとする。
- 第9条 本会に入会した5段以上の会員及び各地区推薦の特別会員は、所定の会費を地区柔道会を通じて納入するものとする。ただし、会費2カ年以上滞納者は退会と認める。再入会の場合は、空白期間の会費を納入するものとする。
- 第10条 本会の規約及び目的に违背の行為があった者に対しては、理事会の議決により除名することができる。

第11条 会員が規約第4条の事業運営等に携わり、かつ、参加するためには、「全日本柔道連盟登録制度」を遵守し、登録若しくは毎年度登録を更新しておかねばならない。

#### 第4章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名以内
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	8名以上
理事	若干名
会計	1名
庶務	1名
登録庶務	1名
監事	2名
総務委員	若干名
財務委員	若干名
大会・広報委員	若干名
強化委員	若干名
普及委員	若干名
審判委員	若干名
形委員	若干名
女性委員	若干名
ジュニア委員	若干名
県審議員	若干名
地区審議員	若干名

本会に名誉会長、顧問、常任相談役、相談役、会計補佐、庶務補佐、登録庶務補佐を置くことができる。

第13条 本会の役員を選定及び職務は次のとおりとする。その任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、役員補充のため新たに就任した役員任期は前任者の残り期間とする。

(会長)

会長は、理事会で推挙し、総会において選定する。

会長は、本会を代表して会務を統括する。

(副会長)

副会長は、理事会で推挙し、総会において選定する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(理事長)

理事長は、理事会において理事中より選定する。

理事長は、本会の目的及び事業の企画立案とその運営を常務する。

(副理事長)

副理事長は、理事中より会長これを委嘱する。

副理事長は、理事長を補佐する。(常任理事)

常任理事は、各地区の理事中より1名を選定する。ただし、会長が必要と認めるときは、理事会にはかり、他に指名することができる。

常任理事は、常任理事会を構成し、常時本目的達成のため事業の企画と運営とにつき相互に連絡協議するものとする。

(理事)

理事は、各地区の特別会員の数により、次のとおり選定する。

(ただし、改選期の数にして、2年間増減を認めない。)

特別会員数	10名以内	…	2名	40名以内	…	6名
	20名以内	…	4名	50名以内	…	7名
	30名以内	…	5名	51名以上	…	8名

なお、8段以上の者は理事(枠外)となる。ただし、会長が必要と認めるときは、各地区より選出された理事のほかに理事を理事会に諮り指名することができる。

(中体連、高体連、大学連、社会人連、柔整師会、警察等)

理事は、理事会を構成し、本会の目的達成のため事業の企画と運営にあたる。

(会計)

会計は、理事会において、理事中より選定する。

会計は、本会の会計を担当する。

(庶務)

庶務は、理事会において、理事中より選定する。

庶務は、理事長の会務を補佐する。

(登録庶務)

登録庶務は、理事会において、理事中より選定する。

登録庶務は、全日本柔道連盟会員登録及び審判員登録事務を担当する。

(会計補佐・庶務補佐・登録庶務補佐)

会計補佐は、会計を補佐する。

庶務補佐は、庶務を補佐する。

登録庶務補佐は、登録庶務を補佐する。

会計補佐・庶務補佐・登録庶務補佐は、理事中より選定する。

(監事)

監事は、総会において、選定する。

監事は、本会の会計を監査する。

(総務委員)

総務委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

総務委員は、重要事業等の推進にあたる。

(財務委員)

財務委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

財務委員は、財務の効果的な運用にあたる。

(大会・広報委員)

大会・広報委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

大会・広報委員は、大会運営及び広報の推進にあたる。

(強化委員)

強化委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

強化委員は、選手の強化にあたる。

(普及委員)

普及委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

普及委員は、柔道の普及発展にあたる。

(審判委員)

審判委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

審判委員は、審判に関する任にあたる。

(形委員)

形委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

形委員は、形の普及発展にあたる。

(女性委員)

女性委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

女性委員は、

(ジュニア委員)

ジュニア委員は、特別会員中より、若干名常任理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

ジュニア委員は、小学生柔道の普及発展強化にあたる。

(県審議員及び地区審議員)

県審議員及び地区審議員は、別に定める本会審議規定により、選定し会長これを委嘱する。

県審議員及び地区審議員は、審議規定にもとづき、その任にあたる。

(名誉会長、顧問、常任相談役、相談役)

名誉会長、顧問、常任相談役、相談役は理事会に於いて推薦し、総会の承認を経て、会長これを委嘱する。

## 第5章 機 関

第14条 本会に下記の機関を置く。

- |         |          |            |
|---------|----------|------------|
| 1 総会    | 2 理事会    | 3 常任理事会    |
| 4 総務委員会 | 5 財務委員会  | 6 大会・広報委員会 |
| 7 強化委員会 | 8 普及委員会  | 9 審判委員会    |
| 10 形委員会 | 11 女性委員会 | 12 ジュニア委員会 |
| 13 審議会  |          |            |

## 第1節 総会

第15条 総会は、毎年1回4月に会長が特別会員を召集する。ただし、理事会が特に必要と認めた場合は、臨時に召集しなければならない。

第16条 総会は、特別会員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の多数決による。ただし、可否同数のときは議長がこれを定める。

第17条 総会に付議しなければならない事項は、次のとおりである。

- 1 事業計画の承認
- 2 予算及び決算の承認
- 3 規約の改正及び変更の承認
- 4 会長、副会長、監事の選定
- 5 会の解散
- 6 その他必要と認めた事項

## 第2節 理事会

第18条 理事会は、会長が必要と認めたときこれを召集する。又理事の2分の1以上の要求があったときは召集しなければならない。

第19条 理事会は、総会の議決に従いその年度の事業の運営にあたる。

第20条 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意を要する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第21条 理事会に付議しなければならない事項は、次のとおりである。

- 1 事業の計画及び予算の樹立
- 2 決算報告
- 3 規約の改正及び変更
- 4 会長、副会長の推薦
- 5 理事長及び会計、庶務の選定
- 6 東海柔道連合会の理事及び審議員（7段以上）評議員（6段以上より）を選定する。
- 7 その他必要と認めた事項

## 第3節 常任理事会

第22条 常任理事会は、会長これを召集する。

第23条 常任理事会は、総会及び理事会の議決に基づき本会の事業を執行する。

第24条 常任理機に付議しなければならない事項は、次のとおりである。

- 1 事業計画及び予算の立案
- 2 審議規定に基づく県審議員及び地区審議員の推薦
- 3 その他必要且つ緊急を要する事項

## 第4節 総務委員会

第25条 総務委員会は、会長これを召集する。

- 2 総務委員会は、総務委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 総務委員会は、事業等の効果的推進及び運営にあたる。
- 4 総務委員会の事務分掌は、別に定める。

#### 第5節 財務委員会

第26条 財務委員会は、会長これを召集する。

- 2 財務委員会は、財務委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 財務委員会は、財務の企画立案及び効果的運用にあたる。
- 4 財務委員会の事務分掌は、別に定める。

#### 第6節 大会・広報委員会

第27条 大会・広報委員会は、会長これを召集する。

- 2 大会・広報委員会は、大会・広報委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 大会・広報委員会は、大会運営及び広報等の効果的推進並びに運営にあたる。
- 4 大会・広報委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

#### 第7節 強化委員会

第28条 強化委員会は、会長これを召集する。

- 2 強化委員会は、強化委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 強化委員会は、選手強化計画の立案実施にあたる。
- 4 強化委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

#### 第8節 普及委員会

第29条 普及委員会は、会長これを召集する。

- 2 普及委員会は、普及委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 普及委員会は、柔道の普及発展につながる諸計画の立案実施にあたる。
- 4 普及委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

#### 第9節 審判委員会

第30条 審判委員会は、会長これを召集する。

- 2 審判委員会は、審判委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 審判員委員会の審判員の選定、審判技術向上等の任にあたる。
- 4 審判委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

#### 第10節 形委員会

第31条 形委員会は、会長がこれを招集する。

- 2 形委員会は、形委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 形委員会は、形の普及発展につながる諸計画の立案実施にあたる。
- 4 審判委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

#### 第11節 女性委員会

第32条 女性委員会は、会長がこれを招集する。

- 2 女性委員会は、女性委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 女性委員会は、女子の普及・発展や女子指導者の活動の促進にあたる。
- 4 女性委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

## 第12節 ジュニア委員会

第33条 ジュニア委員会は、会長がこれを招集する。

- 2 ジュニア委員会は、ジュニア委員中より、委員長1名を選出する。
- 3 ジュニア委員会は、小学生以下の普及・発展にあたる。
- 4 ジュニア委員会の事務分掌は、別に定めるところによる。

## 第13節 審議会

第34条 審議会は、本会員の段級位の審査を行う。審議に関する規定は、県審議会において、別にこれを定める。

## 第6章 会 計

第35条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充てる。

第36条 本会の昇段審査（月次試合を含む。）を受審する者は、その年度の登録料、県振興費を納入しなければならない。

第37条 本会の特別会員は、会費として所定の金額を納入するものとする。ただし、必要ある場合は、理事会の議決を経て、臨時に徴収することができる。

第38条 本会の会計は、特別会員の要求に応じて、公開しなければならない。

第39条 本会の予算内の流用は、常任理事会の議決を経て、行うことができる。

第40条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

この会の会計の決算は、2月末日迄に終わり監事の監査を経て、遅滞なく決算書を理事会に報告し、その承認を受けるものとする。この場合、翌年度予算案もあわせて報告し、理事会の承認を受けなければならない。

## 第7章 表 彰

第41条 本会对し、功労顕著なる者は、表彰すること。

表彰に関する規定は、別にこれを定める。

## 第8章 附 則

第42条 本会の規約施行のため必要な事項は、理事会で別にこれを定めることができる。

附則

本規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

本規約は、平成5年4月1日から施行する。

附則

本規約は、平成14年4月1日から施行する。

附則

本規約は、平成27年4月1日から施行する。